

07845P-00

2019

年度版

★**圧倒的
支持!!**
★**売上 No.1**★

よくわかる

社労士

合格するための過去10年本試験問題集

過去10

4 国年
厚年

TAC社会保険 | 編著
労務士講座

合格テキストに



完全準拠!

科目別・項目別

過去問 10年分で 知識を完璧に!

▶ 1肢ずつにわかりやすい解説つきで
理解が深まる!

しかも! 速習に便利なブラインドシートつき!

TAC
社労士講座
上級本科生/上級演習本科生
公式教材

最新の改正情報は **Web** 順次で公開! **TAC出版**
TAC PUBLISHING Group

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなってきています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。また、同シリーズの『合格テキスト』と併用していただくと、より学習効果が高まります。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2018年9月

**TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同**

本書は、2018年9月18日現在において公布され、かつ、2019年本試験実施要項が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2018年9月19日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2019年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

平成30年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。

その他は年度に関係なく、同シリーズの『合格テキスト』にあわせて順に掲載しています。

【問題のレベル表示の見方】

★キホンマーク

★マークのある問題は、テキストを一読した直後に取り組みやすいキホン問題です。いきなり10年分は、ハードルが高いと感じる方は、まずはこのマークがある問題から進めていきましょう。

●難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

1 労働条件の原則、労働基準法の適用

最新問題

問題 1

□□□

H30-47

労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているが、この「標準家族」の範囲は、社会一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。

問題 2

□□□

H30-41

いわゆるインターンシップにおける学生については、インターンシップにおいての実習が、見学や体験的なものであり使用者から業務に係る指揮命令を受けていると解されないなど使用関係が認め

問題 5

□□□

H29-1A

1か月単位の変形労働時間制により、毎週日曜を起算日とする1週間について、各週の月曜、火曜、木曜、金曜を所定労働日とし、その所定労働時間をそれぞれ9時間、計36時間としている事業場において、その各所定労働日に9時間を超過して労働時間を延長すれば、その延長した時間は法定労働時間を超過した労働となるが、日曜から金曜までの間において所定より労働した後の土曜に6時間の労働をさせた場合は、そのうちの2時間が法定労働時間を超過した労働となる。

問題 6

□□□

H29-1B

●

1か月単位の変形労働時間制により、毎週日曜を起算日とする1週間について、各週の月曜、火曜、木曜、金曜を所定労働日とし、その所定労働時間をそれぞれ9時間、計36時間としている事業場において、あらかじめ水曜の休日を前日の火曜に、火曜の労働時間をその水曜に振り替えて9時間の労働をさせたときは、水曜の労働はすべて法定労働時間内の労働となる。

問題 7

□□□

H28-25

★

通時手当は、労働とは直接関係のない個人的事情に基づいて支払われる賃金であるから、労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる賃金には算入しないこととされている。

問題 8

□□□

H23-1E

労働基準法第37条に定める割増賃金の基礎となる賃金(算定基礎賃金)はいわゆる通常の賃金であり、家族手当は算定基礎賃金に含まれないことが原則であるから、家族数に関係なく一律に支給されている手当は、算定基礎賃金に含まれる必要はない。

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

H26-1A 平成26年の択一式、問1のA肢で出題

H26-選 平成26年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。平成30年～24年の直近7年分は太字で強調(例H26-1A)。さらにさかのぼった8～10年前の問題(平成23～21年)は細字(例H21-30)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H26-災8A 平成26年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

H26-雇8A 平成26年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題

解答 1 × 法 1 条、昭和22.11.27基発401号、昭和22.9.13発基17号。標準家族の範囲は、その時の社会の一般通念によって理解されるべきものであるとされている。

解答 2 × 法 9 条、平成9.9.18基発636号。いわゆるインターンシップについては、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生との間に使用従属関係

解答 5 ○ 平成6.3.31基発181号。設問の通り正しい。なお、設問は、1週間の労働時間の合計が42時間であるため、法定労働時間が44時間となる特例が適用される場合においては、1週間の法定労働時間を超えないことがあるが、平成29年の問1においては、他に正解肢(誤っているもの)となる肢があることから、相対的な判断により、当該設問は正しい内容であるとしている。

解答 6 × 平成6.3.31基発181号。休日振替の結果、就業規則で1日8時間を超える所定労働時間が設定されていない日に1日8時間を超えて労働させることになる場合には、その超える時間は時間外労働となる。設問の場合は、水曜日は休日であり、1日8時間を超える所定労働時間が設定されていないため、法定労働時間の8時間を超える1時間分が時間外労働時間となる。

解答 7 ○ 法37条5項。設問の通り正しい。

Point 別荘賃金の基礎となる賃金には、次に掲げる賃金は、算入しない。

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 住宅手当
- ⑥ 借主に支払われた賃金
- ⑦ 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

解答 8 × 法37条、昭和22.11.5基発231号。家族手当は、算定基礎賃金に含めないことが原則であるが、家族数に関係なく一律に支給されている手当は、算定基礎賃金に含めないこととされている。家族手当に該当しないので、算定基礎賃金に含めなければならない。

プラスα 住宅手当、家族手当、通勤手当、別居手当及び子女教育手当については、別荘賃金の算定の基礎から除外されるか否かは、名称ではなく、実質によって判断される。

【解答の見方】

TACの過去10の解答は、問題の論点をおさえるだけでなく、周辺知識のインプットも効果的に行えるよう、解説にとくにこだわっています。

Point 超重要事項のまとめです。

プラスα 問題と一緒に確認しておきたい内容です。

まず1周目は、問題を解き、解答をあわせていくことに専念し、2周目以降は、解説を読みながら、知識の拡充をしていってください。



過去問検索索引

本書の索引は過去問の番号から該当頁の検索ができるように組み立てられています。解きたい問題がすぐに探し出せて便利です。

効果的な活用法

○受験経験のある方は、年度順に解きましょう！

- ① まずはH30～24問題を解く(年度マークが太字の問題)
- ② 終わったらH23～21問題を解く(年度マークが細字の問題)
- ③ 間違えた問題を中心によく復習。同シリーズの『合格テキスト』も併用し、全体をマスターしましょう！

○初学者の方は、優先順位の高いものから順に解きましょう！

- ① **★**マークのある問題から解く
- ② 次にマークなし問題を解く
- ③ ①②が確実に解けるようになったら**難**マークのある問題にチャレンジ！

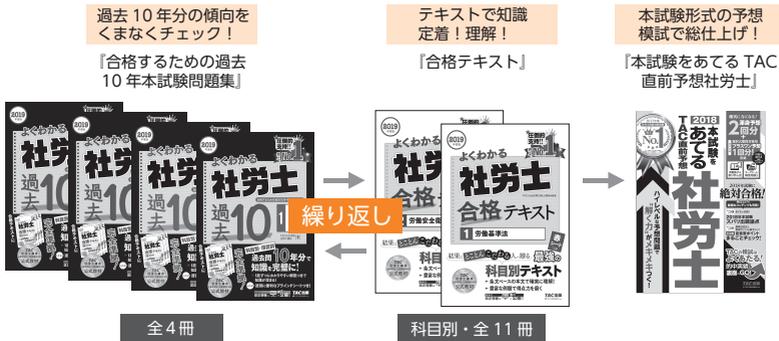
参考 学習スケジュールのイメージ

	～ 3月	4月～ 6月	7月、8月
受験経験者	H30～24(太字)	H23～21(細字)	間違えた問題を中心に繰り返し演習
初学者	★ 問題	マークなし 難 問題	

よくわかる社労士シリーズの活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。過去10年分の本試験傾向をもれなくつかめる『合格するための過去10年本試験問題集』と、条文ベースの本文で確実に理解することができる『合格テキスト』を中心としたシリーズ構成で、常に変化していく試験傾向にも柔軟に対応できる力を身につけていくことができます。

学習の流れ



社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(平成30年は4月16日～5月31日) ※郵送または試験センター窓口にて申込み
試験日程	8月下旬(平成30年は8月26日)
合格発表	11月上旬(平成30年は11月9日)
受験料	9,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)

行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	8問出題(40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考 平成29年度本試験の合格基準

選択式：総得点24点以上、各科目3点以上(ただし雇用保険法、健康保険法は2点以上)

択一式：総得点45点以上、各科目4点以上(ただし厚生年金保険法は3点以上)

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目	7問
労働安全衛生法	混合問題で1問	3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

過去5年間の受験者数・合格者数の推移

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受験申込者数	63,640人	57,199人	52,612人	51,953人	49,902人
受験者数	49,292人	44,546人	40,712人	39,972人	38,685人
合格者数	2,666人	4,156人	1,051人	1,770人	2,613人
合格率	5.4%	9.3%	2.6%	4.4%	6.8%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
<http://www.sharosi-siken.or.jp>

● CONTENTS ●

○はじめに／iii ○本書の構成と効果的な活用法／iv

○よくわかる社労士シリーズの活用法／vi ○社会保険労務士試験の概要／vi

1 国年(国民年金法)

1	目的、権限の委任等	4
2	定義	8
3	被保険者の種類	12
4	資格の得喪	22
5	期間計算等	28
6	届出	32
7	国民年金手帳等	40
8	国庫負担	42
9	基礎年金拠出金	44
10	保険料	46
11	保険料の免除	56
12	追納	68
13	滞納に対する措置	72
14	給付の種類及び裁定	74
15	老齢基礎年金－支給要件等	76
16	保険料納付済期間及び保険料免除期間	76
17	合算対象期間	78
18	老齢基礎年金－年金額	82
19	老齢基礎年金－支給の繰上げ・繰下げ	94
20	老齢基礎年金－失権等	100
21	障害基礎年金－支給要件等	100
22	障害基礎年金－併合認定	110
23	障害基礎年金－年金額	110
24	障害基礎年金－支給停止及び失権	114
25	遺族基礎年金－支給要件等	120
26	遺族基礎年金－年金額	124
27	遺族基礎年金－支給停止及び失権	126
28	付加年金	134
29	寡婦年金	136
30	死亡一時金	142

31	脱退一時金	148
32	国民年金事業の財政	152
33	年金額の改定	154
34	支給期間・未支給年金・受給権の保護等	154
35	内払処理・充当処理	162
36	併給調整	164
37	給付制限等	166
38	国民年金事業の運営改善に関する規定	168
39	国民年金基金－基金の業務・設立等	170
40	国民年金基金－管理・解散、合併及び分割	172
41	国民年金基金－加入員・費用の負担・給付の水準	174
42	国民年金基金連合会	180
43	不服申立て	182
44	時効等	184
★	選択式	188

2 厚年(厚生年金保険法)

1	目的、権限の委任等	204
2	適用事業所	210
3	当然被保険者等	214
4	任意単独被保険者	218
5	高齢任意加入被保険者等	220
6	資格の得喪の確認・期間計算等	224
7	届出等	226
8	年金手帳等	236
9	標準報酬－定義	238
10	標準報酬月額	242
11	標準報酬月額の決定・改定	244
12	養育期間中の標準報酬月額の特例	248
13	標準賞与額	250
14	国庫負担	250
15	保険料	252
16	保険給付の種類及び裁定	266
17	本来の老齢厚生年金－支給要件等及び失権	268
18	本来の老齢厚生年金－年金額	270
19	65歳以後の在職老齢年金(高在老)	280

20	本来の老齢厚生年金－支給の繰下げ・繰上げ	286
21	特別支給の老齢厚生年金－支給要件及び失権	290
22	特別支給の老齢厚生年金－支給開始年齢	292
23	特別支給の老齢厚生年金－年金額	294
24	65歳未満の在職老齢年金(低在老)	296
25	失業等給付との調整	298
26	繰上げ支給の老齢基礎年金との調整	304
27	障害厚生年金－支給要件等	306
28	障害厚生年金－併合認定	310
29	障害厚生年金－年金額	312
30	障害厚生年金－支給停止及び失権	320
31	障害手当金	322
32	遺族厚生年金－支給要件等	324
33	遺族厚生年金－年金額	332
34	遺族厚生年金－支給停止等	338
35	遺族厚生年金－失権	342
36	脱退一時金及び脱退手当金等	346
37	厚生年金保険事業の財政	352
38	支給期間等	354
39	内払処理・充当処理	360
40	併給調整	362
41	給付制限等	366
42	合意分割の請求等	370
43	合意分割の効果	372
44	3号分割の請求	378
45	不服申立て	382
46	時効等	384
47	雑則・罰則	388
48	存続厚生年金基金	392
★	選択式	402

○過去問検索索引／ 422

1 国年 (国民年金法)

国民年金法

凡 例

法	→国民年金法
法附則	→国民年金法附則
(60)法附則	→昭和60年改正国民年金法附則
(6)法附則	→平成6年改正国民年金法附則
(12)法附則	→平成12年改正国民年金法附則
(16)法附則	→平成16年改正国民年金法附則
(23)法附則	→平成23年改正国民年金法附則
(24)法附則	→平成24年改正国民年金法附則
(25)法附則	→平成25年改正国民年金法附則
(26)法附則	→平成26年改正国民年金法附則
令	→国民年金法施行令
措置令	→国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
整備政令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
改定率改定令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則	→国民年金法施行規則
厚年法	→厚生年金保険法

国年：目次

1	目的、権限の委任等	4
2	定義	8
3	被保険者の種類	12
4	資格の得喪	22
5	期間計算等	28
6	届出	32
7	国民年金手帳等	40
8	国庫負担	42
9	基礎年金拠出金	44

10	保険料	46
11	保険料の免除	56
12	追納	68
13	滞納に対する措置	72
14	給付の種類及び裁定	74
15	老齢基礎年金—支給要件等	76
16	保険料納付済期間及び保険料免除期間	76
17	合算対象期間	78
18	老齢基礎年金—年金額	82
19	老齢基礎年金—支給の繰上げ・繰下げ	94
20	老齢基礎年金—失権等	100
21	障害基礎年金—支給要件等	100
22	障害基礎年金—併合認定	110
23	障害基礎年金—年金額	110
24	障害基礎年金—支給停止及び失権	114
25	遺族基礎年金—支給要件等	120
26	遺族基礎年金—年金額	124
27	遺族基礎年金—支給停止及び失権	126
28	付加年金	134
29	寡婦年金	136
30	死亡一時金	142
31	脱退一時金	148
32	国民年金事業の財政	152
33	年金額の改定	154
34	支給期間・未支給年金・受給権の保護等	154
35	内払処理・充当処理	162
36	併給調整	164
37	給付制限等	166
38	国民年金事業の運営改善に関する規定	168
39	国民年金基金—基金の業務・設立等	170
40	国民年金基金—管理・解散、合併及び分割	172
41	国民年金基金—加入員・費用の負担・給付の水準	174
42	国民年金基金連合会	180
43	不服申立て	182
44	時効等	184
★	選択式	188

国年：択一式出題ランキング

- 1位 被保険者の種類(36問)
- 2位 支給期間・未支給年金・受給権の保護等(30問)
- 3位 保険料(29問)

1 目的、権限の委任等

最新問題

問題 1

H26-3E



国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

過去問

問題 1

H26-7A



国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。

問題 2

H28-4f

任意加入の申出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、当該申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、日本年金機構が行うものとされていて、市町村長がこれを行うことはできない。

問題 3

H22-6B改



障害基礎年金に係る裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者である第2号被保険者であった間に初診日がある者等も含めて、日本年金機構が行う。

問題 4

H22-6A



第1号被保険者期間を有する老齢基礎年金に係る裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長(特別区の区長を含む。)が行う。

解答 1 ○ 法3条2項。設問の通り正しい。

解答 1 × 法2条、法30条の4、法85条1項、法94条の2,1項、2項。国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとされている。国民年金法の給付には、無拠出制の20歳前傷病による障害基礎年金があり、また、法所定の国庫負担や厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等による基礎年金拠出金の納付や負担が行われているため、すべての給付が保険原理により行われているわけではない。

解答 2 × 法3条3項、法109条の4,1項1号、令1条の2。設問の申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長が行うこととされている。

解答 3 × 法3条2項、令1条1項2号。設問の事務は、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者である第2号被保険者であった間に初診日がある者については、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が行う。

解答 4 × 法3条3項、令1条の2,4号イ。設問の事務は、「第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)としての被保険者期間のみ」を有する場合に市町村長が行う。

問題 5

H22-6D



在外邦人に対する国民年金の適用に関する諸手続きの事務は、本人の日本国内における住所地等に係わりなく、東京都千代田区長が行う。

問題 6

H29-10E

日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない国民年金の任意加入被保険者に係る諸手続の事務は、国内に居住する親族等の協力者がいる場合は、協力者が本人に代わって行うこととされており、その手続きは、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長(特別区の区長を含む。)に対して行うこととされている。なお、本人は日本国内に住所を有したことがあるものとする。

問題 7

H22-1A

日本年金機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、日本年金機構の理事長が任命した徴収職員に行わせなければならない。

解答5 × 令2条1項、平成21.12.28厚労告528号、平成19.6.29庁保発0629002号。在外邦人の諸手続の事務は、本人が日本国内に住所を有したことがあるときは、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長(特別区の区長を含む。)が行うこととされ、本人が日本国内に住所を有したことがないときは、千代田年金事務所が行うこととされている。

解答6 ○ 令2条1項、平成21.12.28厚労告528号、平成19.6.29庁保発第0629002号。設問の通り正しい。

解答7 ○ 法109条の6,1項、2項。設問の通り正しい。なお、日本年金機構は、滞納処分等をしたときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。

プラス
α

・滞納処分等実施規程

日本年金機構は、滞納処分等実施規程を定め、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

・徴収職員

徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する日本年金機構の職員のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、日本年金機構の理事長が任命する。

2 定義

過去問

問題 1



H28-7D

保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由がある被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、すでに納付されたものを除き、その一部の額を納付することを要しないものとするができるが、当該保険料につきその残余の額が納付されたものに係る被保険者期間(追納はされていないものとする。)は、保険料納付済期間とされない。

問題 2



H28-7E

第1号被保険者が保険料を滞納し、滞納処分により徴収された金額が保険料に充当された場合、当該充当された期間は、保険料納付済期間とされる。なお、充当された期間は、保険料の一部の額を納付することを要しないものとされた期間ではないものとする。

問題 3



H24-7C

保険料納付済期間には、督促及び滞納処分により保険料が納付された期間を含む。



問題 4



H24-7E

保険料納付済期間には、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものは含まない。



問題 5



H21-10C

国民年金法において、「保険料全額免除期間」とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、法定免除又は保険料の全額申請免除の規定により免除された保険料に係るもののうち、保険料追納の規定により保険料を追納した期間を除いたものを合算した期間のみをいう。

問題 6



H28-1†

国民年金法第5条第3項に規定される保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間(追納された保険料に係る期間を除く。)は含まれない。



解答 1 ○ 法5条1項、法90条の2,1項3号、2項3号、3項3号。設問の通り正しい。

解答 2 ○ 法5条1項。設問の通り正しい。

解答 3 ○ 法5条1項。設問の通り正しい。督促及び滞納処分の規定により徴収された保険料に係る期間も、保険料納付済期間とされる。

解答 4 ○ 法5条1項。設問の通り正しい。例えば、第1号被保険者が、保険料4分の1免除期間について、免除される額(4分の1の部分)以外の残りの額(4分の3の部分)の保険料を納付した期間は、保険料を納付した期間ではあるが、保険料納付済期間には含まれず、保険料4分の1免除期間とされる。

解答 5 × 法5条3項、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。「保険料全額免除期間」には、設問の期間のほか、学生納付特例期間及び50歳未満納付猶予期間も含まれる。

解答 6 × 法5条3項。法第5条第3項の保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間(追納された保険料に係る期間を除く。)も含まれる。

問題 7

H24-7D



保険料全額免除を受けた期間のうち保険料を追納した期間は、保険料納付済期間とされる。

問題 8

H25-4改



国民年金法第5条第7項に定める「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（いわゆる事実婚関係にある者）の認定基準及び認定の取扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること、の要件を備えることを要する。
- B 当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合については、原則としてこれを事実婚関係にある者とは認定しない。
- C 離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その者の状態が所定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定する。
- D 届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にあり、届出による婚姻関係において、一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われておらず、その状態がおおむね5年程度以上継続しているときは、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとみなし、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定する。
- E 内縁関係が重複している場合については、先行する内縁関係がその実体を全く失ったものとなっているときを除き、先行する内縁関係における配偶者を事実婚関係にある者として認定する。

解答7 ○ 法5条3項、法94条4項。設問の通り正しい。

プラス
a

追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされる。

解答8 正解 D

- A ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。設問Aの要件を満たす場合であっても、当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合、すなわち、民法第734条(近親婚の制限)、同法第735条(直系姻族間の婚姻禁止)又は同法第736条(養親子関係者間の婚姻禁止)の規定のいずれかに違反することとなるような内縁関係にある者については、原則として、これを事実婚関係にある者とは認定しないものとする。
- C ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、その者の状態が設問Aの認定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定するものとする。
- D × 平成23.3.23年発0323第1号。「おおむね5年程度以上」を「おおむね10年程度以上」に置き換えると正しい記述となる。

Point

届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、原則として、届出による婚姻関係を優先するが、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとする。「一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき」等に該当する場合には、この「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」に該当するものとして取り扱うこととする。

- E ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。

3 被保険者の種類

過去問

問題 1



H22-5B改



日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しない外国人は、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができない場合、原則として第1号被保険者となる。

問題 2



H25-57



日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で第2号及び第3号被保険者に該当しない者のうち、適法に3か月を超えて在留する者であって住民基本台帳に記録された者は、第1号被保険者として適用を受ける。

問題 3



H25-51



外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者については、日本国内に住所を有することが明らかになった者であっても第1号被保険者としては適用されない。

問題 4



H25-5ウ

外国人である第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則として、出国の日とする。

問題 5



H21-5A



国民年金の被保険者のうち、国内居住要件が問われるのは第1号被保険者及び第3号被保険者である。

問題 6



H21-8C



第2号被保険者であった夫が死亡したため遺族基礎年金の受給権者となった妻は、当該遺族基礎年金の受給権が消滅するまでの間は、第1号被保険者とはならない。

- 解答 1** ○ 法7条1項1号。設問の通り正しい。第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者については、いずれも国籍要件を問わない。
- 解答 2** ○ 法7条1項1号、平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号。設問の通り正しい。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で第2号被保険者及び第3号被保険者に該当しない者は、第1号被保険者となるが、その事務の取扱いは、原則として住民基本台帳法に規定する外国人住民であって住民基本台帳に記録された者を対象とする。なお、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は住民基本台帳法の適用対象とされる。
- 解答 3** × 法7条1項1号、平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号。原則は、**解答 2**の通りであるが、外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者等のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者についても第1号被保険者の適用の対象とする。
- 解答 4** × 法9条2号、平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号。外国人である第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則として、出国の日の翌日とする。
- 解答 5** × 法7条1項、法附則5条1項、(6)法附則11条1項、(16)法附則23条1項。第3号被保険者については、国内居住要件は問われない。国民年金の被保険者のうち国内居住要件が問われるのは、第1号被保険者及び任意加入被保険者のうち一定のものである。
- 解答 6** × 法7条1項1号。設問のような規定はない。「第2号被保険者であった夫が死亡したため遺族基礎年金の受給権者となった妻」であっても、第1号被保険者としての要件を満たしていれば、第1号被保険者となる。

執 筆 者

国民年金法(国年)大原 寛
厚生年金保険法(厚年)川島 隆良

2019年度版 よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集4 国年・厚年

発行日 2018年10月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2018

管理コード 07845P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。